

秋田県町村電算システム共同事業組合議会の定例会の招集時期
を定める規則

平成25年4月9日
議会規則第1号

秋田県町村電算システム共同事業組合議会の定例会は、毎年2月及び7月に開くものとする。ただし、特に必要があるときは、前月に繰り上げ、又は翌月に繰り下げて開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。